

令和2年度地域訓練協議会（2月実施分）で出された主な意見

○制度の周知について

高齢者雇用安定法が今年4月に改正され、高齢者を含む従業員の「学びなおし」が不可欠と言われており、企業内だけの人材育成だけでは限界があり、従業員の自立的なキャリア形成を推進していくためにも、職業訓練は、その役割がますます重要になってくる。様々な教育プログラム（離職者訓練、在職者訓練、新規学卒者訓練、障がい者訓練、能力開発セミナー等）が用意されている公的教育訓練機関の周知とPRがこれまで以上に必要である（労使団体等）

○人材不足分野について

コロナ渦によって失職する人や収入減で転職する人が、人材不足業種（必要とされる分野）へ、必要な訓練を経てスムーズに転職、定職化できるようさらなる取組をお願いする（訓練実施機関）

○総論的意見について

生活困窮者については、市の生活保護窓口に来たりハローワークに来所する人はまだ「みえている状態」なので対策の講じようがあるが、そうではない「見えない生活困窮者」をいかに見つけて支援を行うかが重要。各ハローワークと市町村の福祉担当窓口や民生委員とも連携して、求職者支援訓練を含む生活困窮者支援に取り組んでほしい（有識者）

コロナ渦の影響が長期化するなかで、各種訓練の有効的な実施により求職者や在職者の能力向上につながることを願う（労使団体等）

コロナ渦で我が国のデジタル化への遅れが顕著化したと思われる。遠隔授業で訓練を受講できることも必要だが、Withコロナ、アフターコロナの時代に子育てしながら安心して働ける、そうした働き方ができるような取組をお願いする（訓練実施機関）